

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0720010	清酒として使用できる原料の規定の緩和	特区法第28条、財務省関係特区法施行規則	清酒として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こりやん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。			<p>農産品等における酒類の製造免許を受ける際の清酒の定義は、原材料として、米、米麹、水を使用するもの、また、一つ以上の特定物品を使用できるものとされています。この特定物品には、麦、あわ、こりやん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらの産物とされており、本町のように多様な雑穀の生産が行われている地域においては、アマランサス、だったんそばを使用できるよう、清酒の定義の中にいれていただきたい。</p> <p>本町は、古くから扇風車(やませ)の影響をたびたび受け、稲作に依存できない気候風土の中で、比較的冷涼な気候に強い、ひえ、あわ、きびなどの雑穀栽培が行われ、町民を飢饉から救ってきた歴史がある。この雑穀が近年の食に対する安全・安心への雑穀栽培が行われ、町民から注目を受けてきた歴史がある。この雑穀が近年の食に対する安全・安心への雑穀栽培が行われ、町民から注目を受けてきた歴史がある。この雑穀が近年の食に対する安全・安心への雑穀栽培が行われ、町民から注目を受けてきた歴史がある。この雑穀が近年の食に対する安全・安心への雑穀栽培が行われ、町民から注目を受けてきた歴史がある。</p>	C		<p>酒類の製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、換算が取れない増産製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となるに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定しているところである。すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例については、酒税の保全や税務執行コストの観点から、その保存性や流通性が乏しいといった清酒の特性を踏まえ、認めることとしているものである。</p> <p>また、「清酒」とは本来米を原料として製造した酒をいうが、「従前の清酒(昭和37年以前に清酒として産醸していたもの)」については、あわ、ひえ等の特定の原料について限定的に認められていることから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を限定的に認めることとしたものである。</p> <p>要望の清酒として使用できる原料の規定の緩和については、上記を踏まえた慎重な検討が必要と考えるが、それを判断するための十分な情報がなく、対応困難である。</p>		1028010	軽米町	岩手県	財務省
0720020	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充	税理士法第2条、同法第52条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条	<p>税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされており、税理士業務のうち「税務書類の作成」は、税務官公署に対する申告書に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他税務に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成することをいう(税理士法第2条第1項第2号)とされている。</p> <p>なお、国税関係法令に係る申請等は、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとなる(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条)。</p>		<p>政府・地方自治体等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、管轄官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。</p>	<p>官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっておりますが、どの分野においても普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。これは、オンライン申請は、パソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するものが、行政書士等の専門職ですが、各事業法により、そのできる範囲は限定されております。</p> <p>例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政庁と士業が正に縦割りの関係で繋がっており、電子申請も各々の限られた士業が従っております。</p> <p>このような、固定化された手続き者の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるようし、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると考えますので、所掌の法改正を要望します。</p> <p>また、このような縦割り士業は一般市民からみたとときには、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。</p>	C	I			1051020	個人	東京都	総務省 法務省 財務省 厚生労働省